第十五条第二項の表大阪入国管理局関西空港支局の項中「第六審査担当」を「第十審査担当」に改める。

第二十一条の表下関出張所の項中「下関出張所　鹿児島出張所」を「鹿児島出張所」に改める。

第二十二条第一項中「二百二十人」を「二百二十七人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十九号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　法務大臣　小川　敏夫

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「千五百五十六円」を「千五百七十六円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

○法務省令第二十号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　法務大臣　小川　敏夫

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「三千九百五十円」を「三千九百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の第六十二条第二項及び次項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十四年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

○法務省令第二十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　法務大臣　小川　敏夫

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	五一、〇五二人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九六人は、検察庁の職員の定員とする。
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、五三〇人	
合計	五二、五八六人	

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十四年九月三十日までの間	五一、一二八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五一、〇六六人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。

○外務省令第七号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　外務大臣　玄葉光一郎

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（ハーグ子奪取条約室）

第十四条　人権人道課に、ハーグ子奪取条約室を置く。

2　ハーグ子奪取条約室は、人権及び人道に係る外交政策に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関する事務のうち国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に関するものをつかさどる。

3　ハーグ子奪取条約室に、室長を置く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　財務大臣　安住　淳